

売買契約書(案)

発注者 公益財団法人新国立劇場運営財団(以下「甲」という。)と請負者 ○○○(以下「乙」という。)とは、別紙積算内訳書に記載の商品(以下「商品」という)の売買に関し、以下のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、商品を甲に売り渡し、甲はこれを乙から買い受ける。

(仕様)

第2条 商品の仕様は別紙に定めるとおりとする。

(売買代金)

第3条 商品の売買代金は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(消費税・地方消費税を含む)とする。この内訳は、別紙積算内訳書のとおりとする。

(納品及び検収)

第4条 乙は、甲指定の場所に平成29年3月31日迄に納品する。甲は納品後直ちに検収を行なう。

- 2 前項の検収の結果、商品が不合格となった場合は、甲が指定する期間内に乙は甲の指示に従って修正し、再検収を受けなければならない。

(費用の負担)

第5条 商品を納入場所に納入し甲に引き渡すまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(売買代金の請求及び支払)

第6条 乙は、請負代金の請求書を、商品の引き渡し後、新国立劇場運営財団総務部施設課に送付するものとする。

- 2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第7条 物品に瑕疵を発見したときは、甲は乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、又は、修補と共に損害の請求をすることができる。

(商品の交換)

第8条 商品が事前に指定した仕様と異なるときは、乙は商品が無償で交換しなくてはならない。

(機密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約内容の変更)

第10条 甲は、必要があるときは、商品の仕様または数量等を変更することができる。この場合において、納品日または売買代金を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

- 2 前項において、乙が損害を受けた時は、甲はその損害を保証しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上、書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が下記の各号の一に該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- (1) 契約期間中に、乙が甲の指示に従わないとき。
- (2) 乙が、指示期間内に契約条項を履行しないとき又は履行する見込みのないとき。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

(その他)

第13条 この契約書に定めのない事項については甲乙協議の上これを定める。

本契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成29年3月〇〇日

甲 東京都渋谷区本町1丁目1番1号
公益財団法人新国立劇場運営財団
理事長 尾崎元規 印

乙 住所

氏名 印

仕 様 書

1. 件 名
災害備蓄用品の供給
2. 概 要
公益財団法人新国立劇場運営財団（以下「財団」という。）が購入する非常用食糧及び簡易トイレに関する事項について定めるものである。
3. 納入場所
東京都渋谷区本町1-1-1 新国立劇場構内（職員の指示による。）
4. 納入品目
 - (1) 非常用食糧 下記2製品のうちいずれか1製品とする。
 - ①品 名 株式会社ブルボン製 災害備蓄用クラッカー
内 容 1袋90g/454kcal×35袋/1缶
1ケース2缶入
賞味期限 製造日より5年2ヵ月
寸 法 496×245×364mm（1ケース）
 - ②品 名 ヤマザキビスケット株式会社製 災害救助用クラッカー
内 容 1袋101g/506kcal×35袋/1缶
1ケース2缶入
賞味期限 製造日より5年
寸 法 496×251×364mm（1ケース）
 - (2) 非常用簡易トイレ
品 名 トイレ急便（JAN/4934058151048） 又は同等品
内 容 凝固剤 100包
排便処理袋（黒） 100枚
収納袋（透明又は半透明） 10枚
取扱説明書 1枚以上
使用期限 製造日より10年以上
その他 焼却処理が可能であること。
上記製品、又は上記製品の仕様に準じ、上記要件を満たす同等品以上のものを可とする。
ただし上記製品以外の場合は、入札広告に定める質問締め切りまでに製品の仕様書及び製品見本を持参し、総務部施設課の承認を得ること。
5. 梱 包
梱包のケースは、長期間積み上げ保管が可能な缶又は段ボールとし、粘着テープ等で適切に封をすること。
箱等は、積み重ねによる荷重や衝撃に強いものとし、使用時まで中身が適切な状態で保存できるものとする。
6. 保存期間
納品時において、製造日から2か月を超えないものを納品すること。
7. 数 量
 - (1) 176ケース（12,320食分）※注1
 - (2) 290箱（29,000回分）※注2注1. ①、②の合計数での入札は不可とする（①、②いずれかのみ可）。
注2. 同等品の場合は29,000回分以上とする。
8. 納入期限
平成29年3月31日（金）までとする。
納入は財団の指定する日時に行い、事前に取り決めた時間を厳守すること。
9. その他
本仕様書に定めのない事項については、財団担当職員と協議の上行うものとする。